

## アウトブレイク対応

鈴木里和

- 1 対応組織
  - 1.1 院内感染対策委員会
    - 1.1.1 院内感染対策委員会はアウトブレイクが疑われる場合に報告を受ける体制を整備しておく。(IVA)
    - 1.1.2 施設管理者または院内感染対策担当責任者はアウトブレイクが疑われる場合、緊急に臨時院内感染対策委員会を開催する。(IVA)
  - 1.2 外部調査委員会
    - 1.2.1 院内感染対策委員会では感染源・感染経路の特定が困難な場合は保健所などの行政機関、関連学会などの協力のもと外部調査委員会を設置する。(ⅢA)
    - 1.2.2 外部調査委員会は院内感染対策委員会の感染源・感染経路に関する調査結果と対策の妥当性を評価し改善策を提言した後に、公開する。(ⅢA)
- 2 対応の基本手順
  - 2.1 アウトブレイクの発生を疑った場合、以の手順で対応を進める。<sup>556</sup>(ⅢA)
    1. アウトブレイクの確認
    2. 範囲(病棟・期間)の確認とアウトブレイク症例の確定
    3. 対応
    4. 感染源・感染経路に関する調査
    5. アウトブレイク収束の確認
- 3 アウトブレイクの確認
  - 3.1 アウトブレイクを疑う情報を収集できる報告システムを構築する。(IVA)
  - 3.2 院内感染対策委員会はアウトブレイクを疑った場合、過去の発生状況及び原因病原体の分離や患者の迅速診断、血清診断結果に基づきアウトブレイクの発生を確認する。(ⅢA)
- 4 アウトブレイクの範囲とアウトブレイク症例の確定
  - 4.1 院内感染対策委員会が未把握の感染症/無症状病原体保有患者の有無を以下の方法で確認し、対応および調査の対象とする病棟及び期間を定める。(ⅢA)
    - 4.1.1 薬剤耐性菌による事例の場合には保菌検査を行う。(ⅢA)
    - 4.1.2 薬剤耐性菌の保菌検査は症例と同一の看護単位の全入院患者を対象とした